

# 「構造改革特区、地域再生集中受付」募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

政府では、構造改革特区制度及び地域再生制度に関する提案を、本年6月に募集いたします。

## 1. 趣旨

政府では、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく規制の特例措置及び地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく支援措置の提案を、集中して募集いたします。

## 2. 提案の主体

提案は、地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも国に直接、提案を提出いただけます。(民間企業、各種団体、個人等が提案を提出するに当たっては、地方公共団体等を経由する必要はありません。)

なお、提案の主体名は、非公表とすることもできます。

## 3. 募集期間

平成23年6月13日(月)から7月12日(火)まで  
(詳細については、**11. 募集締切** をご参照下さい。)

## 4. 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-3539-2229

<メール> toc@cas.go.jp

## 5. 提案の取扱い

受け付けた提案については、取扱いを希望される制度別に地域活性化統合事務局が関係省庁と調整を行い、次の時期に一定の結論を出すことを予定しています。

なお、関係省庁との調整過程及び結論については、ホームページ上で公開します。

提案の内容	調整過程の公開	結論の出る予定時期
構造改革特区制度	構造改革特別区域推進本部ホームページ <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/</a>	【規制の特例措置に関するもの】 平成 23 年 9 月頃を目途
地域再生制度	地域再生本部ホームページ <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/</a>	【予算措置等によるもの】 平成 24 年 2 月頃を目途

## 6. 募集する提案の概要

構造改革特区制度とは、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、規制改革や地域活性化を推進するものです。今回は、具体的な規制の特例措置の提案を、募集いたします。

また、地域再生制度とは、地域が行う自主的・自立的な地域再生の取組を、国が創る各種支援施策により支援するものです。今回は、この支援措置に関する提案を、募集いたします。

### ◆ 構造改革特区制度における既存の特例措置に関する拡充提案・関連提案

今回の募集においては、平成23年度に評価を予定している規制の特例措置(9頁の別紙「平成23年度に評価を予定する規制の特例措置一覧」を参照。)に関する拡充提案・関連提案についても募集いたします。

なお、拡充提案・関連提案については、5.(1)の関係省庁との調整結果の全てを評価・調査委員会に報告し、同委員会が評価の一環として、必要に応じ更に検討を行います。

(備考)

#### ○【拡充提案】

規制の特例措置の要件や手続が過剰なために、やりたい事業等に活用できない、又は活用しづらい。



『要件や手続を緩和(変更)して欲しい。』といった提案を募集します。

#### ○【関連提案】

規制の特例措置に関連する別の規制等が妨げとなって事業等に活用できない、又は活用しづらい。



『関連する別の規制等を改革して欲しい。』といった提案を募集します。

(注)平成23年度の評価対象とならない規制の特例措置に関する拡充提案・関連提案は、通常の提案募集の枠内でご提案いただけます。

## 【各制度の概要】

各制度の内容については、それぞれ次のホームページをご参照下さい。また、各制度について、ご不明な点等ございましたら、**12. 連絡先** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 構造改革特区制度について

構造改革特別区域推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

構造改革特別区域推進本部

検索 

○ 地域再生制度について

地域再生本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>

地域再生本部

検索 

## 7. 提案書記載にあたっての留意事項

提案書の記載にあたっての留意事項は、次のとおりです。

### (1) 共通の留意事項

- ① 提案のニーズ、内容・背景、効果等をできる限り具体的に記載すると、実現の可能性を高める上で効果的です。

例えば、規制の特例措置に関する提案の場合は、次のとおりです。

イ. 規制改革により、どの様な事業が可能となるのか、逆に、現在の規制によってどの様な事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。

ロ. どの様な規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけではなく、どの様な規制に変えればよいのか等を検討して下さい。

ハ. 規制改革の実現により期待される効果を記載して下さい。

- ② 過去に提案されたものと同様の提案を再度行う際には、実現の可能性を高めるためにも、これまで関係省庁から示された回答や関連の委員会等での議論を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。

イ. 再提案の際には、関係省庁からの反論や懸念事項に対する具体的な解決方法等を明らかにすると、より効果的です。

ロ. 過去の募集において実現できなかった事項であっても、過去の提案とは異なる視点からのアプローチにより、当初の目的の達成が可能となる場合もありますので、様々な視点からご検討下さい。

過去の募集における関係省庁の回答等は、**6. 募集する提案の概要** の【各制度の概要】に記載のホームページでご覧になることができます。

また、類似する過去の提案についての関係省庁とのやりとりについてご覧になりたい場合には、**12. 連絡先** にご相談下さい。

- ③ 関係省庁等への苦情は、募集の対象となりませんので、ご了承願います。

## (2) 規制改革や地域の活性化に関する提案についての留意事項

### ① 構造改革特区制度及び地域再生制度に関する提案(下記②を除く)

- イ. 単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。
- ロ. 規制の特例を設け、又は規制を緩和することにより、想定される弊害がある場合は、その弊害に対する予防措置(代替措置)も併せて提案いただくことが効果的です。

#### 予防措置(代替措置)の例

【例1】規制を緩和した場合に考えられる××の弊害については、当市において〇〇を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

【例2】構造改革特区内における「どぶろく」の小規模製造を可能にした場合において、①農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることにより製造コストが抑えられること、②構造改革特区内で酒税法違反が起きないように地方公共団体が制度内容の広報等を積極的に行うことにより、酒税を適正かつ確実に回収することができます。(実際、このように代替措置があったことにより「どぶろく特区」が実現しました。)

- ハ. 提案提出後に行う関係省庁との調整の過程では、関係省庁から出された回答について、ご意見を提出していただく機会を設けることとなっております。

その際には、関係省庁からの回答への反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示下さい。

- ニ. 規制の所在が明確ではない場合には、提案の実現の可能性を高めるためにも、お気軽に **12. 連絡先** にご相談下さい。

### ② 地域再生制度に関する提案(予算措置等によるもの)

- イ. 個々の予算措置等の拡充のみを求めるもの(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大)は、提案の対象とはなりません。ただし、個々の予算措置等について、不合理に対象を限定しているような場合について、イコルフットイング(公正競争・公平競争)の観点から、その限定の是正を提案する場合には提案の対象になります。
- ロ. 複数の補助金の統合化の提案をする場合は、統合化が必要なテーマが明確になるように記載し、対象となる補助事業の名称について明記して下さい。

## 8. 提案に際しての注意事項

- ① 提案にあたっては、実現性を高めるためにも、積極的に下記をご活用下さい。
  - イ. 各都道府県に配置された構造改革特区制度の実務レベルの専門家である「特区エキスパート」や地域再生制度について普及・啓発を行う「地域再生伝道師」への相談

「特区エキスパート」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

「地域再生伝道師」については、次のホームページをご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikisaisei/osirase/050509/050509dendousi.pdf>

#### ロ. 地域活性化統合事務局への相談

地域活性化統合事務局への相談には、**12. 連絡先** の電話又はメールをご利用下さい。

メール相談については、相談内容を【[toc@cas.go.jp](mailto:toc@cas.go.jp)】まで送付して下さい。

※ 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないで下さい。

#### ハ. 出前コンサルタントの派遣

制度の勉強会や提案の検討会等、ご要望に応じて担当者を講師やコンサルタントとして派遣しています。上記口の電話又はメール相談を利用してお問い合わせ下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003dema.html>

#### ② 認定申請と提案募集の違いについて

今回の提案募集は、構造改革特区制度における規制の特例措置の追加及び地域再生制度における支援措置の追加等の新たなアイデアを募集するものです。

既存の構造改革特区制度に基づく規制の特例措置や地域再生制度に基づく支援措置を活用する場合の構造改革特別区域計画や地域再生計画の「認定申請」とは異なりますので、ご注意下さい。

## 9. 提案書の記載方法

提案書の様式は、別紙のとおりです。

なお、具体的な記載方法については、記載例(別添)をご参照下さい。

#### (1) 構造改革特区制度又は地域再生制度に関する提案(下記(2)を除く):(別添)記載例1

(注1) 1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として受け付けます。これについては、様式の「プロジェクト名」欄も記載して下さい。

(注2) 構造改革特区制度の拡充提案・関連提案については、様式の「拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称」欄を9頁の別紙「平成23年度に評価を予定する規制の特例措置一覧」を参照の上、記載して下さい。

#### (2) 地域再生制度に関する提案(予算措置等によるもの):(別添)記載例2

## 10. 提案書の提出方法

提案書の提出は、次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

### (1) 電子メールの場合(データ容量 2M バイト未満の場合に限ります。)

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 [toc@cas.go.jp](mailto:toc@cas.go.jp) 】まで送付して下さい。

また、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局(TEL 03-3539-2229)に確認のご連絡をいただければ幸いです。

#### 【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」と記載して下さい。(例:提案書送付 ○○町)  
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案主体が個人の場合は「個人」と記載して下さい。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。  
「提案主体名 提案名」(例:○○町 △△△基準の緩和又は□□特区)  
「提案主体名」は、イと同様に記載して下さい。また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記載して下さい。
  - ※1. 提案については、同一提案主体から提出できる電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案主体から複数の電子ファイルを提出することはできません。
  - ※2. 同一提案主体が複数の提案を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信して下さい。
- ニ. 添付ファイルの合計容量は最大で 2M バイト未満になるようにして下さい(システム上、2M バイト以上のメールについては受け付けられないことがありますので、ご注意ください。)。

### (2) 郵送等による配達又は持参の場合

#### ① 提案書2部 及び ②電子媒体一式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きして下さい。

#### ① 提案書 2部

#### 【留意事項】

- イ. 提案書は、片面印刷にして下さい(両面印刷は避けて下さい。)
- ロ. 全ての書類(提案書、参考資料)はダブルクリップで綴じて下さい(ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。)
- ハ. オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに縮小(拡大)したものを添付して下さい。
- ニ. カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は白黒で作成して下さい。
- ホ. 提案書、参考資料の順番にクリップ留めして下さい。

## ② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(CD-R) 一式

### 【留意事項】

- イ. 電子媒体には、次の様にラベルを付して下さい。  
「提案主体名 提案名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)  
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として、提案様式に記載されている者又は団体の名称を記載し、提案主体が個人の場合は「個人」と記入して下さい。  
また、「提案名」には、提案様式の「要望事項(事項名)」を記入して下さい。
- ※1. 提案については、同一提案主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルの数は一つのみとします。同一提案主体から複数の電子媒体又は複数の電子ファイルを提出することはできません。
- ※2. 同一提案主体が複数の提案を行う場合は、必ず全ての提案を同一ファイル内の同一シートにまとめて記載して下さい。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、次の様に付して下さい。  
「提案主体名 提案名」(例:〇〇町 △△△基準の緩和又は□□特区)  
「提案主体名」、「提案名」は、イと同様に記載して下さい。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存して下さい。

## 11. 募集締切

3. 募集期間 の最終日正午までに必着。ただし、下記事項にご留意下さい。

### (1) 電子メールの場合

3. 募集期間 最終日正午までに必着として下さい。

### (2) 持参の場合

3. 募集期間 の平日の10:00～17:00までの間に、4. 提出先 にお越し下さい。

なお、募集期間最終日は正午までの受付となりますのでご注意下さい。

### (3) 郵送等による配達の場合

3. 募集期間 最終日正午までに必着として下さい。

※ 期限に遅れて到着した提案書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった提案書については、受け付けられませんのでご注意下さい。

※ 期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承下さい。

なお、受付期限間際のご提出は、提案書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

※ 提案内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案書に連絡先等を必ず記載して下さい。

## 12. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

### 【地域活性化統合事務局】

構造改革特区制度に関するもの	深澤・石神・木下	03-3539-2229
地域再生制度に関するもの	守安	03-3539-2293



**平成23年度に評価を予定する規制の特例措置一覧**

事業番号	特例事項名
506	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
816	学校設置会社による学校設置事業
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
910	病院等開設会社による病院等開設事業
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
935	伝統的建造物を利用した旅館営業事業